

有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要

1 名 称

有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区 域

別図のとおり

3 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 994ha（内水面0ha）

4 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで（10年間）

5 指定目的

近年、この地区ではイノシシ及びニホンジカが目撃情報が多くなり、農林業被害、生活環境被害の発生が懸念されている。これを未然に防ぐため、狩猟による捕獲圧力をかけることにより被害発生の抑制を図りたい。このため狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護との両立を図る。

6 管理方針

地域の生活環境維持を図りながら鳥獣の生息環境維持を行うことを基本とすると共に、違反行為の防止に努めることとする。

イノシシ、ニホンジカの狩猟は可とし、他の鳥獣は狩猟禁止とする。

なお、鳥獣による住民の生活環境被害、農林業被害、生態系への被害が生じた場合、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可を行い、地域の生活環境保全を図る。

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 地域の概況

当区域は西端に富士尾山、北端には中房川があり、東山一帯は別荘地となっている。標高は600mから、1,300mであり、林相はカラマツを主体とする人工林である。地形の起伏に富み、中房川、天満沢川、富士尾沢川といった溪流があり、多様な鳥獣の生息環境に適している。

しかし、以前には見られなかったイノシシやニホンジカが目撃情報が増えるとともに、農作物被害が発生しており、今後、別荘地をはじめとした生活環境被害発生も懸念されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

スズメ、ムクドリ、キセキレイ、ツバメ、ホオジロ、カワラヒワ、ヒヨドリ、シジュウカラ

イ 獣類

○ニホンカモシカ (特別天然記念物)、○ツキノワグマ、○ニホンザル、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、○キツネ、○タヌキ、イタチ、テン、リス

(注) ○印は当該地域で一般的にみられる獣類

有明狩獵鳥獸捕獲禁止区域位置图



S=1/300,000

